誌上セミナー第3回『乗務記録(運転日報)』及び『運行記録計』

誌上セミナー3回目は、巡回指導で上位の指導項目となっている「乗務記録」及び「運行記録計」について取り上げます。

＜なぜ乗務記録が必要なのか＞

・運転者の**乗務実態を正しく把握して過労運転や過積載の防止など、安全運行**を図るためです。

＜なぜ運行記録計が必要なのか＞

・運転者の**運行の実態や車両の運行の実態を分析し、秩序ある運行の確保**に活用するためです。

【根拠条文】
- ○(乗務等の記録）輸送安全規則第8条
- ○（運行管理者の業務）輸送安全規則第20条第1項第9号
- ○（運行記録計による記録）貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条

○運転日報での記載事項

・氏名　　・自動車のナンバー
・乗務開始と終了の地点と日時
・主な経過地点　　・乗務距離
・貨物の積載状況（大型車のみ）
・休憩や睡眠をした地点と日時
・事故、著しい運行の遅延等の有無とその原因
・運行途中において新たに運行指示書による指示があった場合はその内容

※タコグラフを使用している車両の場合は、チャート紙上に上記記載事項を記入することで、運転日報の作成に代えることができます。

＜巡回指導でよく散見される記載不備項目＞

①「積載量、積載状況」の未記録
（運行管理者の心配事）
・過積載や偏荷重になっていなかったのだろうか？

⇓

【運転者への指導】
・積載量は、ﾄﾝ数（立米）又は個数を記入させて下さい。
・積載状況は、ﾚ点、○、良　などで記録をさせて下さい。
（同一場所間を往復する場合は、回数が分かるように「正」などで記録をさせて下さい。）

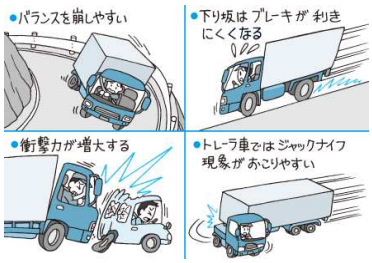

②「休憩時間、場所」の未記録
（運行管理者の心配事）
・眠気を我慢して無理をして運転していたのだろか？
・荷主の都合による連続運転などで過労運転に繋がらないだろうか？

⇓

【運転者への指導】
・原則、10分以上の休憩は全て記入をさせて下さい。
（例）○○市、○○ＳＡや○○ＰＡなど

＜運転日報や運行記録計等からわかること！＞

（１）運行状態の分析が可能になります

●速度超過、連続運転時間、及び休憩時間等を確認することにより、運転者の運転特性を把握することができます。

●拘束時間、休息時間についてチェックすることができます.

（２）速度やアイドリング状況等を確認することにより、燃費向上に向けた指導を行うことができます。

（３）運行過程が分かることにより苦情等への挙証資料となります。

＜運転日報に記載漏れがあり運行管理者が指導した場合の記録方法は？＞

・未記入項目は追記し、不適正な記載項目があれば、運転手へ指導した旨を記載し、指導した者（運行管理者、補助者）が押印しておくと良いでしょう。

＜運行記録計（タコグラフ）の装着義務付け対象拡大されます＞

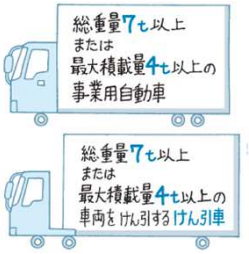

対象車両：車両総重量7トン以上または最大積載量4トン以上の事業用トラック

施　　行：平成27年4月1日

（１）新車購入し、施行以降に新規登録を受けている車両）

（２）平成29年4月1日（その他の車両）

○参考資料（全日本トラック協会より）

◇運行管理業務と安全マニュアル

http://www.jta.or.jp/member/pf_kotsuanzen/unkou_kanrigyomu_anzen_manual.pdf

◇トラック運送事業の運行・車両・労務管理の手引き